

**京都市北消防署移転整備事業に係る配慮書案
に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見**

平成 29 年 9 月 12 日に開催した平成 29 年度第 1 回京都市環境影響評価審査会での意見を下表に取りまとめた。

| | | 主な意見 | 答申案 |
|---------|----------|---|--|
| 全般的事項 | 環境要素 | (特になし) | 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。 |
| | 複数案 | (特になし) | (複数案が設定されているため) 記 載 な し |
| | その他 | (特になし) | 配慮書案の環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施すること。 |
| 合いの活動の場 | 人と自然との触れ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 失われる緑地面積や植栽について、適切な方法で創出すること。 ○ 連続性のある一体的な設計にすることで、より市民の方にも受け入れてもらえると考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 失われる緑地面積や植栽について配慮し、公園と一体感のある緑地の創出に努めること。 ○ 公園との調和を図った景観に配慮すること。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園の一部を使用するため、公園の面積が減少するが、従来の公園機能を保つようにされたい。 ○ 当該施設が壁やフェンスで区切られては公園と一体的であるとは言い難い。 | 事業の実施に伴い、大宮交通公園の一部が失われるため、公園所管部局と連携し、失われた遊具等を補完するなど、公園機能に配慮するとともに、公園全体としての再整備に努めること。 |

**新普通科系高校施設整備事業に係る配慮書案
に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見**

平成29年9月12日に開催した平成29年度第1回京都市環境影響評価審査会での意見を下表に取りまとめた。

| | | 主な意見 | 答申案 |
|-----------------------|--|--|--|
| 全 般 的 事 項 | 環境要素 | (特になし) | 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。 |
| | 複数案 | 2案を比較し、両方の良い点を残すということであれば、新たな案も考える余地があるのではないか。 | 今後の事業計画を具体化するに当たって、施設の配置及び構造について引き続き検討し、環境影響を回避、低減できるように努めること。 |
| | その他 | 施設の基本方針や配置の案の概要の中で、教育を主体とした考え方を入れているのは、配慮書として必要だと考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 配慮書案の環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施すること。 ○ 教育を主体とした考え方に基いて施設の基本方針が適切に定められているため、本方針に従い、教育施設整備事業としての特性を十分に踏まえた事業計画としていくこと。 |
| 大気質 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存施設のアスベストに関する資料があれば配慮書に記載すること。 ○ 建設工事面の配慮の中で、解体時のアスベストに関する配慮が不足している。 ○ アスベストの調査を行い、アスベストが使用されている場合、法に従って解体すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでに既存施設において実施されたアスベストの調査結果について配慮書に記載すること。 ○ 解体前にアスベストの調査を行い、アスベストが使用されている場合、法に従って適切に解体すること。 | |

| | | |
|---------------------|--|--|
| 及び騒音 大気質 | <p>学校での早朝・夕方におけるクラブ活動等の騒音や砂埃についての対応が必要である。</p> | <p>グラウンド使用時に発生する騒音や砂埃について、適切な対応を行い、配慮すること。</p> |
| 土壌 | <p>焼却炉周辺の土壌はダイオキシン濃度が高く、また、本事業の対象地は以前工業高校であり、様々な薬品を使用していると予想されるため、慎重な土壌調査が必要である。</p> | <p>法に従って適切な土壌汚染調査を行い、必要な措置を講じること。</p> |